

特定随意契約を締結する場合の手続に関する要領

平成19年3月20日

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づき、鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第19条の2に定める随意契約を締結する場合の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しの公表)

第2条 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約（以下「特定随意契約」という。）の締結を予定している課（市の執行機関及び議会事務局に置かれる課（課に準ずる組織を含む。）並びに学校をいう。）の長（以下「課長等」という。）は、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の概要
- (2) 契約締結の予定時期
- (3) その他必要な事項

(契約締結前の公表)

第3条 特定随意契約の締結をしようとする課長等は、当該随意契約の申込期間の最終日の5日前までに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 契約の内容
- (2) 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (3) 申請方法
- (4) その他必要な事項

(契約締結状況の公表)

第4条 特定随意契約を締結した課長等は、契約締結後、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の名称
- (2) 契約の相手方となった者の名称
- (3) 契約の相手方とした理由
- (4) 契約年月日
- (5) 契約金額
- (6) その他必要な事項

第5条 前3条の規定は、鹿児島市ホームページ若しくは市政情報コーナーへの掲示又はその他の適切な方法により公表するものとする。

付 則

この要領は、平成19年3月20日から施行する。

付 則（平成21年10月19日）

この要領は、平成21年11月1日から施行する。